



平成 2 0 年 3 月 2 4 日

呉市教育委員会教育長様

広島県教育委員会教育長  
( 指 導 第 三 課 )

高等学校における生徒への懲戒の適切な運用について（通知）

このことについて、別紙（写）のとおり文部科学省初等中等教育局児童生徒課長から通知がありました。

学校における生徒指導の充実を図るためには、日頃から生徒が抱える問題の早期発見・早期対応に努めるとともに、問題行動を起こす生徒に対しては、必要に応じて懲戒を含めた措置を講じるなど、毅然とした指導を行うことが重要です。

については、平成 1 6 年 1 0 月 2 9 日付け「生徒指導資料の作成について（通知）」、平成 1 8 年 6 月 1 4 日付け「児童生徒の規範意識の醸成に向けた生徒指導の充実について（通知）」及び平成 1 9 年 2 月 8 日付け「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）」等を踏まえて、所管の高等学校が、生徒への懲戒の適切な運用を図るよう指導してください。

担当 生徒指導係

電話 082-513-5043

( 担当者 やまごうち 山垣内 )